

長久手市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長久手市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に掲げるところによる。

- 一 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- 二 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- 三 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- 四 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、長久手市消防団協力事業所表示申請書（別記様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証の交付を推薦する事業所等について、当該事業所の意思を確認の上、市長等に推薦書（別記様式第2号）により推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請及び推薦について、当該事業所に消防関係法令上の違反がなく、かつ、次のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- 一 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- 二 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 三 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力を継続して行っている事業所等
- 四 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長等が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、次に掲げる場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- 一 第3条に規定する申請又は推薦があった場合
- 二 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(別記様式第3号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、連名で表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、長久手市名及び表示証の交付年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、第1項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付することができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

一 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第3のほか、別記様式第3の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、長久手市消防団協力事業所表示証交付整理簿(別記様式4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。この場合、第3条及び第5条の規定を準用する。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないときと認めるときは、当該認定を取り消す

ことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消し理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、長久手市消防団への協力内容、その他の事項について、ホームページ、及び広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 市長は、協力事業所を長久手市消防表彰規則（昭和55年長久手町規則第14号）第6条第2項に基づき表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、消防本部総務課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。